

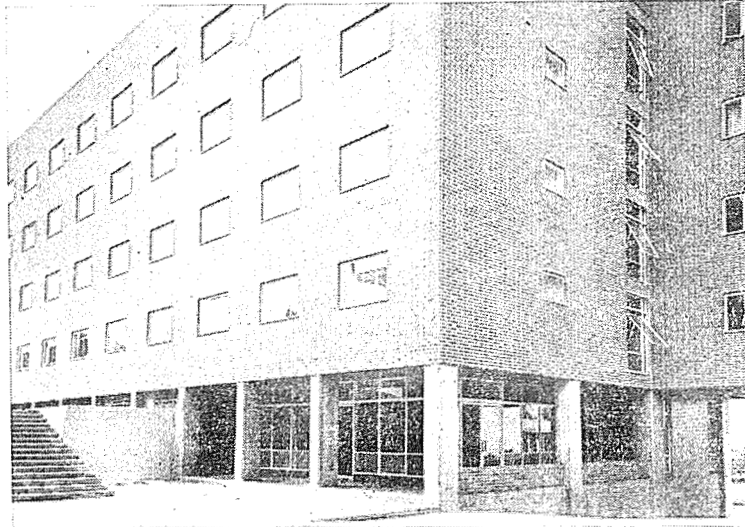
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, May 30th, 1959, No. 327.

# 關西大學學報

昭和34年5月 第327号

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可  
昭和三十四年五月三十日発行(毎月一回三十日発行)  
通卷三二七号



竣工した第一学会研究室(千里山学園)

關西大學出版部

# 離縁状

— 法史探叢余滴 (五) —

春 原 源 太 郎

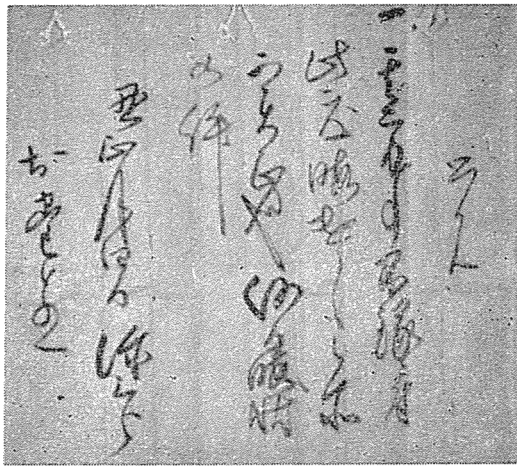
## 一、離縁状の実物

江戸時代の離婚には離縁状を必要としたということが原則である。ここに原則であると言つたのは私は離縁状についてまだいろいろ疑問をもっているからであるが、とにかく幕府法にも離縁状のことが規定されている通りで、離縁状の授受が行われていたことは事実である。しかし近世法資料としてこの離縁状の実物が残されている例は稀で、「離婚制度の研究」を書かれた穂積重遠博士も離縁状の実物入手することは困難であると言つて、永年蒐集に努力された実物例を発表されたことがある。博士も言つておられたように元來離縁状というようなのは自慢顔に他人に見せられる性質のものではなく、実例といつても個人のものであるから庄屋文書などに存在する筈もないので、私など実物入手することは半ば断念しつつ興味をもつていたが、数年前郷里信州の親戚で何代か庄屋であつた時代のものを出して調べたときに一枚発見したことがあつた。これは出所も関係者も判明しているので実物であることは確かで、これも例の如く三行半に書いてあつた。

最近近江国坂田郡、犬上郡、蒲生郡、愛知郡等湖南

町村の地方文書を一括入手したので分類してみたところ、そのなかに左の如き離縁状が一通あつた。江戸時代の離婚法上珍重される資料と思うので原文の通り紹介することにす

る。一括文書中には関係者の氏名も判明しているので実物の保証をしても間違はないようである。ただ年代が「丑」と記載されているだけで不明なのは残念であるが、一括文書の年代から推定されることは宝暦頃のものようである。原文は左の通りで



三行半の離縁状 (近江国坂田郡)

覚  
一 其方事不縁ニ付  
此度暇遣し以所  
実正也仍而暇状  
如件  
丑正月四日  
弥三郎

お豊とのへ

これも原則通り三行半に書いてある。離縁状に関しては尚いろいろ疑問をもっていると言つたのは、資料入手が困難であるために疑問があつても実例資料によつて明にすることができないからで、例へば「全国民事慣例類集」によつて、離婚には離縁状を必要とした地方と離縁状なしとする地方を比較してみても略相半ばすること、幕府法には離縁状による離婚のことが規定されていても、私領藩法下に発達した私法は幕府法だけで説明することはできないからである。

## 二、妾の縁切

幕府法では離縁状は密通のところ規定されているが、密通に関しては妻妾同然ということになつていたので、妾の離縁状ということも当然考へられる。しかしここまではまだ考証されていないようである。前記離縁状のある記録には次の一通が一括になつていて、この一札が何であるかを考へてみるためにこれも原文のまま紹介することにす。

覚

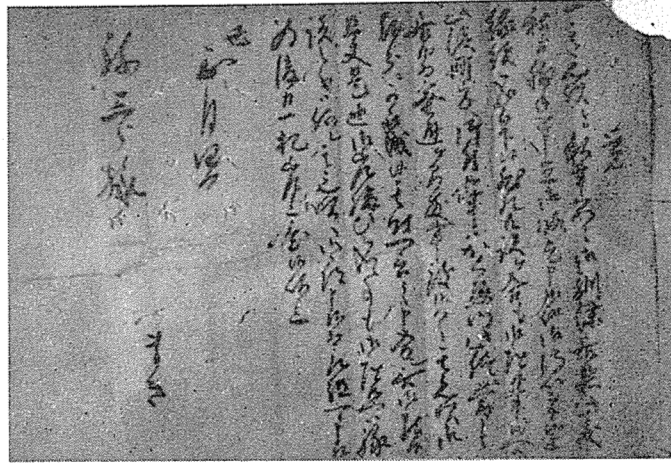
一 其元様と私事久々御劉染居い所此度私方勝手手申立御暇乞申し勉御得心被下い上縁談被成下い然れ共訳ケ合も御座い事ニ御座いへは此度町方へ片付い事ハかくへつ此儘に暮し居い而密通ケ間敷事致いハ、其元様御存分ニ可被成い其時一言之申分ノ無御座い且又是迄御差構ひ被成い事も御座いへハ縁談之義ハ

何レ其元様へ御尋申い而取組可申い  
為後日一札差上置い以上

丑正月四日

まき

弥三郎様



妾の縁切 (近江國坂田郡)

さきの離縁状と同じ年月日となつていたので妻妾同時  
離縁のように考へられる。「久々御馴染居」とか再縁  
の世話までしたり、別れた後のことまで「密通ケ間敷  
事致いハ、其元様御存分ニ可被成」とか「縁談之義ハ  
何レ其元様へ御尋申い而取組可申」とか妻の離縁とは  
大分事情が異なるようである。

### 三、婿養子の離縁状

養親から離縁になつた養子は妻を離婚することにな  
るのが江戸時代法の原則である。この原則を免れるた  
めには養子の妻となつて居る娘を勤当するなどのこと  
が行われる。それで夫婦は離婚せずすむ。現代法の  
下に育てられた人達にはそんな不合理なことが考え  
られるだろうが、現代日本にもまだこの二つの考え方  
が存在するようである。これらの問題は別として近世  
庶民法では離縁になつた養子が妻に対する関係では夫  
として離縁状を渡さねばならなかつたか。「律令要  
略」には「婿養子養父と不和にて実方へ帰上離別状  
不遺妻を引取度旨量及出入無謂に付不及裁許」となつ  
ているので、幕府法では離縁状を要する原則である  
が、中田董博士の「徳川時代の文学に見えたる私法」  
とか穂積重遠博士の「離婚制度の研究」などでは離縁  
状を必要としないとするようである、むしろ要せずとす  
説の方が一般的で、学説上はまだ解決されていない問  
題である。私はこれも地方により慣習法が異なるものと  
考えるが、養子は離縁になつても妻に離縁状を渡すま  
での間は、その妻との婚姻関係は尚解消されないため  
に離縁状を必要と考へたところは近世法の解釈もなか  
なか理論的である。

そこで娘に離縁状を渡さない養子に対しては離縁状  
の請求をすること(裁判上も)ができるかということ  
である。

左記実例は当事者が京都の町人であり、京都町奉行  
所裁判の実例であるが、やはり養親から離縁になつた  
養子は妻に離縁状を渡す必要があること、訴訟上離縁

状の請求をしている実例として、この問題を解くため  
の参考資料でもある。この文書はこゝに引用の答弁書  
だけで訴状も添付証文もないので問題を全部明にする  
ことはできないが、婿養子の離縁状に関する京都の慣  
習を理解することができる。

文中近世法上の問題として考へられることは原文中  
傍点をうつてみた部分で、養親の離縁権、妻に対する  
離縁状、子の養育、財産分離の問題等がある。

乍恐返答書を以奉願上い

富小路仏光寺上ル丁

願人 高嶋 又右衛門

室町松原下ル町

相手 羽二重屋 惣助

一、私義三年前八月大津升や町木屋喜兵衛仲人ニ  
而右惣助と申もの方へ参り則娘うのと見合一子も出  
生仕いニ付商売方日々出精仕得共惣助義いか被  
存い哉当二月木屋喜兵衛へ参井兄久太夫へも一応  
之対談も不仕不縁仕の間其元へ請取申い様ニと申儀  
ニ付早速ニ参い様ニ申遣いニ付参り所右の様子と申  
未在所へも不申遣い間此方ニ逗留仕い様ニと申ニ付  
驚入いへ共不縁之義ニい得ハ如何可申様無之勿論身  
之上に菅銭毛引負覚無之不調法筋無之の間詮言仕  
婦参仕い了簡も無御座いニ付先其分ニ差置い処当四  
月兄久太夫并喜兵衛同道ニ而罷上り対談仕い所離縁  
状與い様ニ申ニ付望之通差遣し可申い間此方身分相  
納りい迄うの義片付い義相成不申其段得心ニいハハ  
何時ニ而も離縁状遣し可申段申遣しい所有無之返答  
無之六月ニ至又申越しいハうの義病氣ニ而悴養育難

致義ニハ間請取申か乳母ヲ遣しハ又ハ西の岡へ捨可申哉何レ成共返答可申段申越しハニ付此方返答仕ハ御難波之段御尤ニハ間此方へ渡し可申と申遣しハ所有無之返答無之乍恐御公儀様へ御願申上ハ義一応も二応も対談仕其上内済不仕ハ義へ不得止事御願申上ハ義と奉存ハ惣介ハ不及申年寄勘左衛門五人組安兵衛共不埒之致方御上ミ恐も不存言語同断之儀と奉存ハ事

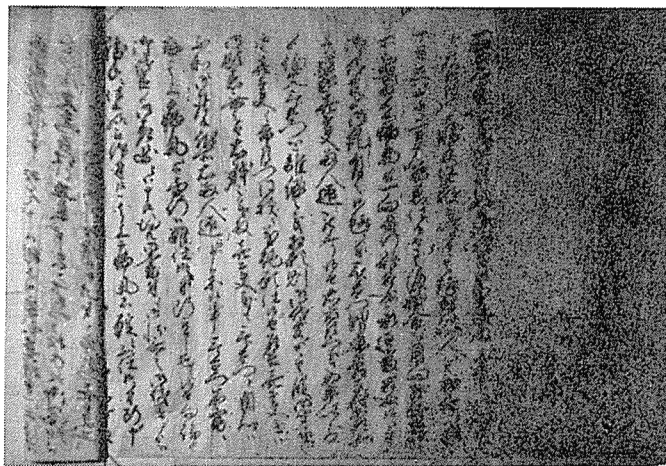
一御裏書拜見後驚入早速大津木屋喜兵衛を呼寄御公儀様御苦勞ニ相成不申内ニ内済可仕と申望之通離縁状遣し可申ハ間停は戻しハ様ニ申遣しハ得共不得心段申ニ付此方へ相戻しハハ、町内へ遣し可申ハ町内ハ簾抹に執斗致間敷と申一札差越しハ様ニと仲人へ并家主高嶋屋庄左衛門と申もの教度参り申ニ付右之趣ニ而内済仕ハ様申ハハ共惣介ハ不及申町内共不得心之段申募傍輩(老)無人之致方故不得止事奉願上ハ趣意左之通

一右申上ハ通致了簡遣しハハ共不得心之上ハハ、義一且私方へ引取其上先方為相統離縁状遣し申度御事一私参りハ節仲人喜兵衛申ハハ着儘ニ而参りハ共いか様共可仕ハ間其儘参り可申と申義定ニ而参りハ所一重物等ツ小遣ハ錢沓文せんたく沓ツいたし與不申ハニ付三ヶ年之内小遣ハせんたくちん等も在所ハ困窮ニ付親類共ハ相頼又ハ近所之ものへ無心を申五兩三兩七兩宛諸方ニ而他借仕罷在ハ右之金子相手方為相統之入用ニ御座ハ間先方相渡し諸手崎合仕度右不縁ニ相成ハニ付段々致催促ハ故難義仕ハ間右之金子相渡し申ハ様仕度御事一私着類手道具等先方ニ押置相渡し不申、難義仕ハ間早々相渡しハ様仕度御事一先方傍輩無人之致方故失イ面在所へ罷歸リハ義も一家ハ不及申兄親へも申分ク相立不申御当地ニ而借宅仕渡世仕度ハ間此末先方私身分ニ仕妨仕不申

ハ様仕度御事  
右願之通御慈悲を以被為仰付被下ハ、冥加至極難有可奉存ハ己上  
申十月  
高嶋屋 又右衛門  
御奉行様  
附添 同 又兵衛

(傍点筆者)

離縁になつた養子からも妻に対する離縁状を必要とする事、そこで離縁状を渡す時期を離縁になつた養子が再婚するまでは妻の再婚をも制限する条件を出したり、一旦妻を引取つた上で養家の相続人として離縁するなどを申出ている。養親から養子の離縁は「不縁



養子離縁事件返答書

之儀ニ付如何可申様無之」と一方的権利と認めているが、妻に対する離縁状にはいろいろ条件を出している。子の養育についての珍しい言葉があるからここで一寸注意しておこう。養親の方からは引取るか、乳母をつけるか、ただし「西の岡」へ捨てようかと申出ている。恐らく捨て子として当時慣用されていた地名であろうが、京都で西の岡とはどこであろうか。この文書中養子の兄久太夫とあるのは「九条殿御修覆御用金」貸付の世話方坂井久太夫のことで、江戸時代の堂上宮家は名目銀と称して貸金を営んだものである。

はじめに原則であると言つたことは、例外もあるということよりもいろいろな生活形態に応じた方法が行われているということである。次の例は養子が妻子を引連れて離縁の際養母から金拾六兩の離縁金を受取り別居することになつた例である。これは養母は江州古川村養子は京都である。智養子ではないから養子離縁になつても離婚の問題は起らない。

一札之事

一私義六ヶ年以前当地益田梅方江相統ニ罷越ハニ付八幡寺内野田屋長兵衛妹りうと申者妻ニ引取当戌年春倅出来ハ得ハ此度勝手ニ付立帰リ度義梅并世話之衆中江熟談致ハ所双方無申分儀ニ付私妻子三人益田家引除代ルして梅方金拾六兩差添被下儘ニ請取恭奉存ハ此後如何様之義出来ハ共当地と益田家難波之筋申間敷ハ為後日村役人江一札差入為後証仍而如件

天保九戌年十二月

東福寺門前井戸町

柏屋卯兵衛  
倅 小三郎(爪印)

古川村

村役人中

離婚離縁証文に「勝手に付」の用例が近世法上の用語として議論のあるところである。(評議員、法制史学会員)

# 学 内 報

## 定例評議員会

学校法人関西大学寄附行為第十八条第二項により定例評議員会は、五月三十日(土)午後三時より天六学舎で開催。

昭和三十三年度学校法人関西大学収支決算承認に関する件、その他等につき審議の結果これを承認した。

出席者 (敬称略 五十音順)

阿部甚吉 池田信之助 今井康兼 岩佐清三郎 植野郁太 大小島真二 大島武夫 岡野留次郎 岡野衛士 榎本信雄 門上敏夫 神宅賀寿恵 寒川喜一 小寺小市郎 河野稔 小林巖 佐伯五郎 白川朋吉 関豊馬 竹沢喜代治 寺西武寛田知義 中務平吉 長柄金吾 浪江源治 西尾専太郎 西本寛一 東浦栄一 久井忠雄 深川実 福島四郎 本多喜慶 松原藤由 松村陸鴻 三島律夫 水谷揆一 宮崎平 三好万次 村尾静明 村上精三 森川太郎 矢口孝次郎 保井剛一 矢野文雄 山崎敬義 横田健一 吉田一郎 吉田鹿之助 脇野徳三郎

## 関西大学出版委員会規定制定

本学における図書出版事業の発展を図

り、その運営を円滑にするため、昨年十二月十七日の理事会で、「関西大学出版委員会規程」を制定、同二十日より施行した。

なお、本規程は去る昭和二十八年十月理事会で設けられた出版委員会の内規とされていたものが正文化されたものである。(全文別項参照)

## 出版委員会任命

「関西大学出版委員会規程」第五条に基づき、三月十日の理事会では左の通り出版委員が決定した。

専務理事	久井忠雄
常務監事	矢野文雄
法学部教授	福島四郎
経済学部教授	中川庸太郎
文学部教授	進藤浩二郎
商学部教授	今西庄次郎
工学部教授	太田雞一
教養委員会教授	三木治

## 大学院部長更迭

前大学院部長長魚澄徳五郎教授逝去により、三月二十六日付で大学院部長事務代行を命ぜられていた法学部木村健助教授が、五月九日(土)の理事会で正式に大学院部長に任命された。

## 木村大学院部長略歴

大正十年東大法律学科卒、本大学講師

## 関西大学出版委員会規程

- 第一条 関西大学における図書出版事業の発展を図り、その運営を円滑にするため、出版委員会(以下「委員会」という)を設ける。
- 第二条 委員会は、次の委員をもって組織する。  
一、役員の中から互選された者 二名  
二、各学部及び教養委員会から推薦された教授 各一名  
委員会に委員長を置く。
- 第三条 委員長は委員会の互選による。
- 第四条 委員の任期は次のとおりとする。  
一、役員である委員の任期は、その在職中とする。  
二、各学部及び教養委員会推薦の委員の任期は二年とする。  
但し、再任を妨げない。
- 第五条 2 委員に欠員を生じたときは、これを補充しなければならない。但し、その任期は前任者の残存期間とする。
- 第六条 委員は、理事会がこれを任命する。
- 第七条 委員会において協議すべき事項は、次のとおりとする。  
一、大学出版行政に関する理事会の諮問事項  
二、学術図書出版に関する事項  
三、大学教材の出版に関する事項  
四、その他図書出版に関する事項
- 第八条 委員会は、随時必要により委員長がこれを招集する。
- 第九条 委員長は委員会の議長となる。
- 第十条 委員会の議事は、出席者の四分の三以上の同意をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 第十一条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 第十二条 委員会の事務は、総務局出版課でこれを行う。
- 附 則
- 1 この規程は昭和三十三年十二月二十日から施行する。
- 2 この規程第二条第二号により推薦された最初の委員の任期は昭和三十三年九月三十日をもって終る。

教授、法文学部長、学生主事、法学部長、経済学部長、専門部長、学長事務代行、大学院法学研究科幹事。

### 学生部長更迭

学生部長兼就職部長山田松太郎教授は、今般兼務を解かれ、就職部長となつたので、学生部長の後任に学生部長代理小野勇教授が、四月二十一日の理事会で決定、同日付で任命された。

なお学生部長代理には法学部内田修助教授が任命された。

### 小野学生部長略歴

昭和三年東大文学部卒、本学助教、教授、補導主事、学生部長代理。

### 就職部長新任

昨秋制定された「関西大学事務組織規程」第四条に基づき、新たに就職部長を設けられ、学生部長山田松太郎教授が兼務していたが、就職活動の重要性に鑑み、同教授は就職部長に専念することになり、四月二十一日の理事会で正式に決定した。

### 石浜教授停年退職

文学部教授文学博士石浜純太郎氏は本年三月三十一日付をもつて停年退職され

氏は大正十五年四月本学専門部講師を委嘱せられてから、通算二十九年に亘り本学の講壇に立ち、該博なる学識と高潔な人格とをもつて学生を指導教育された。

なお、氏は東洋学、特に西夏語の研究家として故羽田亨博士に次ぐ第一人者であり、また、藤沢南岳、黄坡両氏の由緒ある貴重な泊園文庫を本学に寄附方斡旋せられ、本学図書館に錦上花を添えられた功績は大きい。

### 池垣教授帰学

昭和三十三年在外学術研究員として昨年五月渡欧した法学部池垣定太郎教授はロンドン大学などイギリス、アメリカの諸大学に学び、五月十七日羽田着、同二十日「つばめ」で大阪着、無事帰学した。

### スタンフォード大学

#### ニールセン博士来学

スタンフォード大学教授O・ニールセン博士(Dr. Oswald Nielsen)はロックフェラー財団の主催により本夏開催されるスタンフォード大学に於ける日本私立大学経営者セミナーの運営部長として、これに参加大学の打合せの為三月二十三日午後二時半来学、千里山大学ホールに



書庫見学中のニールセン博士

於いて岡野学長などと懇談、大学図書館などを視察した。

### ロックフェラー財団

#### ファーズ博士来学

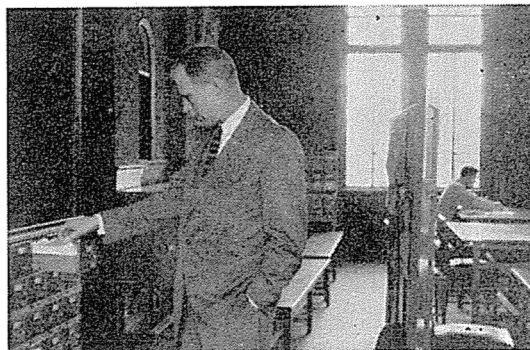
### ケンブリッジ大学より

#### 機関誌寄贈

ケンブリッジ大学 (Cambridge University) より本学文学部英文学科宛左記機関誌を寄贈して来た。

The Modern Language Review (A Quarterly edited for the Modern Humanities Research Association),  
Volume LIV, Number I, January 1959.  
Volume LIV, Number 2, April 1959.

ロックフェラー財団人文科学部長C・B・ファーズ博士(Dr. Charles B. Fairs)は四月十六日午後一時半来学、千里山大



カードを見るファーズ博士

学ホールにて岡野学長などと、大学図書館問題並に東洋の学術研究について懇談意見を交換した。同博士の来学は毎年一回宛、本年で八回目である。

### BI Mより機関誌

本学が団体加入しているイギリス経営協会(British Institute of Management)より、左の機関誌を寄贈して来た。  
The Manager, The Journal of The British Institute of Management,  
Vol. 27, No. 3, March 1959.

ハーヴァード・ロー・レビュー  
 続いて寄贈さる

本学とハーヴァード大学とが学術  
 圖書の交換を約束したのは昭和二十  
 七年で、爾後同大学の「ロー・レビ  
 ユー」やその他法学資料と本学の  
 「法学論集」やスタッフの論著など  
 をお互に交換し合ひて来てる。

ハーヴァード大学法学部図書館が  
 ロー・レビューの創刊号（一八八七  
 年刊）から第六十六卷（一九五二年  
 刊）に至るバックナンバーを取揃え  
 て寄贈された好意と努力には感謝  
 の外なく、殊に当時関西の諸大学で  
 これを完備しているところは一、二  
 を数えるだけといわれただけに感銘  
 が深かつた。（関西大学学報第二六  
 七号昭和二十九年三月参照）。

HARVARD LAW REVIEW,  
 Vol. 68, Nos. 1, 2, 3, 4, 6, 7,  
 & 8.

Vol. 69, Nos. 1, 4, 5, 6, 7, & 8.  
 Vol. 70, Nos. 1, 3, 5, 6, 7, & 8.  
 Vol. 71, Nos. 1, 2, 3, 4, 5, & 8.  
 なお、本学からはこれに代えて、  
 西本寛一博士「会社法講義」改訂版  
 竹沢喜代治著「租税刑法の実際的研  
 究」及び「大阪周辺の村落史料」  
 （第四輯五人組帳）を寄贈した。

カリフォルニア大学より  
 図書寄贈

本学と図書交換を行っているカリフ  
 ルニア大学出版部 (University of Cali-  
 fornia Press) より、この程左記圖書を  
 寄贈して来た。

J. Neveu, Theorie des Semi-Groups de  
 Markov (University of California Publi-  
 cations in Statistics, Volume 2, No. 14, pp.  
 319-394), 1958.

法学者国際委員会  
 機関誌寄贈

法学者国際委員会 (International  
 Commission of Jurists, The Hague)  
 より左記機関誌を寄贈して来た。

Bulletin of the International Commis-  
 sion of Jurists, No. 8, December  
 1958.  
 Newsletter of the International Com-  
 mission of Jurists, No. 5, January  
 1959.

人事異動

昭和三十四年三月十日付  
 出版委員会委員を命ずる  
 専務理事 久井 忠 雄  
 同 三月十日付  
 出版委員会委員を命ずる  
 常務監事 矢野 文 雄

同 三月十日付 出版委員会委員を命ずる 教 授 福 島 四 郎	同 三月三十一日付 助教 授 寛 田 知 義
同 三月十日付 出版委員会委員を命ずる 教 授 中 川 庸 太 郎	同 三月三十一日付 助教 授 越 後 和 典
同 三月十日付 出版委員会委員を命ずる 教 授 進 藤 浩 二 郎	任期満了につき補導主事を解く 助教 授 広 田 司 朗
同 三月十日付 出版委員会委員を命ずる 教 授 今 西 庄 次 郎	同 三月三十一日付 助教 授 柏 尾 昌 哉
同 三月十日付 出版委員会委員を命ずる 教 授 太 田 雞 一	同 三月三十一日付 助教 授 吉 富 二 郎
同 三月十日付 出版委員会委員を命ずる 教 授 三 木 治	任期満了につき第一高等学校教務主任を 解く 教 諭 富 田 恭 二 郎
昭和三十四年三月三十一日付 関西大学職員任免規定第十六条により職 を解く 教 授 石 浜 純 太 郎	同 三月三十一日付 助教 諭 黒 岩 博
同 三月三十一日付 関西大学職員任免規定第十六条により職 を解く 専任講師 北 村 守 光	任期満了につき第一高等学校図書主任を 解く 教 諭 長 谷 川 雅 樹
同 三月三十一日付 関西大学任免規定第十六条により職を解 く 教 諭 勝 島 芳 松	同 三月三十一日付 助教 諭 佐 橋 滋 夫
同 三月三十一日付 願に依り職を解く 助 手 藤 川 洋	任期満了につき第一中学校生徒主任を解 く 教 諭 清 水 邦 郎
同 三月三十一日付 願に依り職を解く 助 手 河 崎 章 夫	同 三月三十一日付 助教 諭 中 野 真 作
同 三月三十一日付 任期満了につき補導主事を解く 助教 授 中 義 勝	同 四月一日付 本大学教授に任ずる工学部勤務を命ずる 宮 城 国 彦
同 三月三十一日付 任期満了につき補導主事を解く 助教 授 中 義 勝	同 四月一日付 本大学教授に任ずる工学部勤務を命ずる 香 坂 要 三 郎











当日の成績左の通り。

- ▽百メートル ①鈴木11秒11 大会タイ
- ▽二百メートル ①八島23秒0
- ▽四百メートル ①馬場51秒3 大会新
- ▽八百メートル ①藤枝2分2秒6
- ▽千五百メートル ①高橋4分12秒4 大会新
- ▽五千メートル ①赤沢15分48秒6 大会新
- ▽三千メートル障害 ①井上10分17秒8 大会新
- ▽四百メートルリレー ①関大(八島、相田、吉野、鈴木) 44秒3 大会新
- ▽千六百メートルリレー ①関大(八島、宮武、藤枝、馬場) 3分35秒0
- ▽三段跳 ①杉本13メートル86
- ▽棒高跳 ①平山3メートル70
- ▽瞬丸投 ①大原12メートル59 大会新
- ▽円盤投 ①矢代37メートル64 大会新
- ▽ヤリ投 ①大原56メートル28 大会新

### リーグで優勝

#### ホッケー部

五月五日幕を閉じた関西学生ホッケーリーグ戦で、本学は全勝し、優勝を遂げた。

### 八つの大会新

#### 陸上部

五月十日中モズ競技場で行われた第七回大阪学生陸上競技対校選手権大会は十九種目に亘って行われたが、本学は伝統の強さを遺憾なく發揮し、高障害、中障害、走幅跳、走高跳、ハンマー投の五種目を除く十四種目に優勝、大会新は八種目に上った。

### 空手初優勝

第二回全関西空手道選手権大会は五月十日大阪府立体育館で行われたが、本学は決勝戦で大阪工大と対戦、3-2で勝ち、初の優勝を遂げた。

### 民謡たずねて九州一周

#### 自転車で三学生

一部邦楽部の平田健(法四)、樋口勝彦(法四)、白神康司(商三)の三君は、九州の民謡をたずねて、三月十二日午後一時千里山学園を出発、ペダルを踏んで一路九州へ向った。一行は山陽道を経て九州に渡り、唐津、大村、長崎、諫早、佐賀、熊本、日奈久、阿久根、鹿児島、垂水、串岡、青

島、日向、迎岡から別府にいたる、走行距離約一六五キロで、二十五日間の日程である。

### 渡米レスリング団に参加

全米アマチュア・レスリング選手権大会よりの日本選手団招待に応じ、日本アマ・レス協会では十二名の選手団を去る三月一日渡米させたが、その一行に本学からレスリング部主将西脇義隆君が選ばれ参加した。

なお、柔道部の先輩重岡完治氏も参加した。

### 牧選手に特別賞

去る三月五日大阪スポーツ会館で行われた第二回スポーツ賞表彰式で、本学の拳斗部牧昭夫選手は特別賞を受けた。

### 佐藤(関大一高)選手三連勝

#### 全日本フィギュア・スケート

四月一日から三日間大阪スケートリンクで行われた第二十七回全日本フィギュア・スケート選手権大会兼オリンピック候補選手選考競技会で、立教の西倉選手を破つて、三連勝の栄冠をかち得た。

同君は関大一高一年生の時全日本大会に優勝、さらに三十三年に二連勝した。なお、これでオリンピック出場は確実となつた。

### 軟式野球部

軟式野球三十四年度春季リーグ戦は四月四日より五月二十一日日生、西京極、山本各球場で行われたが、戦績左の通り。

関大 1-2	関学	関大 2-0	関学
関大 5-0	阪大	関大 8-1	同大
関大 0-0	同大	関大 0-1	立命
関大 0-1	阪大		

(11頁より)

会はまことに和気あいあいと陽気に進み、最後に母校と尚志会の方才を三唱して午後九時四十分閉会した。

### 推薦校友

このほど次の各氏が大学理事会の承認を得て推薦校友に推された。

上林山栄吉氏 鹿児島県出身、明治三十六年生、五十五才。大正十三年関西大学専門部法律科入学、同十五年二月中途退学。

衆議員議員、自民党国会対策委員長 谷崎義光氏 兵庫県出身、明治三十九年生、五十三才。昭和六年関西大学専門部法律科入学、同九年中途退学。

八鹿、竜野、飾磨、兵庫、西宮各警察署長、警察練習所長、消防練習所長、県警本部保安部長など歴任。兵庫県自動車学校校長、姫路市顧問。



校友 バツジ

# 校 友

## 吹田支部役員会

吹田支部では四月五日午前十時から千里山学舎大学ホールで役員会を開催。

この役員会は支部全役員の見定後はじめて開かれたもので、最初に上野支部長が挨拶、吹田支部では各地区毎に幹事をきめており初顔合せでもあるので自己紹介が行われ、本部から出席の大会会長、極本副会長も祝辞をのべた。

議題として支部運営上の意見交換、活動方針決定などがあり、地元支部に高速道路問題の認識を深めてもらうため、大学の反対本部から阿部、大月、神宅各反対本部副部長が出席、詳しく説明した。吹田支部では母校に及ぼす影響の重要性を考慮、反対決議を行って特に地元支部として強く反対意志を表明した。

このあと懇親会を開き、午後二時散会した。

## 一 二三期会

旧制学部一期、二期の卒業生の間で二期が結成されているが、今度さらに三期の卒業生有志を加えての懇親会が、四月十一日午後四時から千里山大学ホールで行われた。

この日は大学からも岡野学長が出席、大学の現況を詳しく報告した。また恩師として水谷揆一、山本順応両氏も出席。

一同で和やかに歓談、学舎見学、記念撮影を行い、懇親会を開き、午後七時ごろ散会した。

## 関大会計人会創立総会

本学会計学者および校友会計人の間で関大会計人会を結成するため、昨年来準備が進められていたが、その準備もとのい、四月十四日午後六時から天六学舎四十二教室で創立総会が開かれた。

近松、上田両準備委員の司会で、長柄氏が議長となつて議事に入り、設立経過報告を承認、会則を制定したあと、役員選任にうつり、会長、副会長、理事、監事を選任した。

このあと五月二十一日から三日間千里山学舎で、本学が当番校となつて第十八回日本会計研究学会が行われるが、それに対する協賛方法を検討した。

大学側を代表して久井専務理事が挨拶したあと、大学会計学会を代表して植野教授が挨拶、次いで懇親会に入り各位の紹介があり、盛大に終了した。

- 当日決定役員
- 会長 長柄金吾
  - 副会長 鈴木庄太郎 近松正雄 上田高嶺
  - 理事 上田高嶺 鶴岡金次郎 浅山敬夫 進坂勝見
  - 園分吉広 白井種雄 柴田松太郎 鈴木庄太郎
  - 末政芳信 多賀恒一 内田兵司 近松正雄 津田良雄 中谷政男 長柄金吾 羽賀一郎 如下辰典
  - 広実都雄 藤原竜太 深井喜代史 藤川建治 福田憲弥 平野繁敏 平安三郎 西方喜久三 松下忠由 牧村正夫 森田 森 柳田榮次 和田秀一
  - 監事 耕 斗二 田辺由治郎 松岡為吉

## 大阪日産関大会発会式

大阪日産自動車に勤務する校友で職域会を結成する話が始まり、さる四月二十五日午後六時から曾根崎のパー・ダールンでその発会式が行われた。

世話人近藤氏があいさつと発会経過を報告したあと、議事にはいり会則を決定、役員を選出した。

この日は母校から恩師三島一高校長も出席して発会をよるこび、校友会からも大会会長、神屋敷事務長が出席、校友会事情を説明した。

最後に一同でなごやかに祝宴を開き、会員相互の親睦を深めて、午後八時半閉会した。

- 当日決定役員
- 会長(代表者) 池尾泰治
  - 副会長 長谷峰男 近藤幸一
  - 役員 宮崎忠満 壇辻啓治 酢谷寛三 藤明時男
  - 会計 角田忠次 生田政夫

## 尚 志 会

尚志会では四月二十五日午後六時から「多幸梅」で懇親会を開いた。

この日は会員十三氏が出席、大学から出席の大江総務局長を囲んで開かれた。まず山田世話人が会員の音信を披露し、大江局長の大学現況説明を聞いて、ただちに懇親会にはいった。

## 校友会の動き

四月

- 二 日 浪速支部総会
- 五 日 吹田支部役員会
- 九 日 箕面支部役員会
- 十一日 一二期会
- 十四日 関大会計人会創立総会
- 二十日 広報部会
- 二十五日 日産自動車関大会春季懇談会
- 二十五日 尚志会

## 浪速支部総会

浪速支部では四月二日午後六時から天王寺公園北口の広田家で総会を開催。

これは、こんど浪速警察署長に就任の土谷正喜代氏の歓迎を兼ねて行われたもので、坪田吾一氏の司会で始められた。外山支部長の挨拶と土谷署長を歓迎する言葉があり、土谷氏も来任の挨拶をのべ、一同乾杯で祝福した。

そのあと和やかに歓談を続け、午後九時散会した。

關西大學法制史學會  
關西大學經濟學會經濟史研究室 共編

# 大阪周辺の村落史料

第四輯 五人組帳 一八三頁  
フランス綴函入 四〇〇円

五人組帳の研究は既に多く試みられているが、同じ地方のものをまとめ、同じ地方にあつても年代によつて異なることの研究にまで及んでいない。収録のものは大阪周辺の五人組帳のみをまとめた特色あるものとした。

第一輯 庄屋留書 既刊

第二輯 耕肥、拜借銀、頼母子 既刊

第三輯 證文集、村役人 既刊

刊行 關西大學  
刊行取扱 關西大學出版部

なお、既刊各輯は貴重稀観文献の活字版として各方面の注目を受け、古書市販価格が頒布価格の約二倍となつていゝる現状です。在庫数も残り少なくなつていゝますから御入用の方は直接当部へ御注文下さい。

關西大學出版部

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可  
昭和三十四年五月三十日発行(毎月一回三十日発行)  
關西大學學報 第三二七号 五月号

關西大學文學會編

關西文學論集 第八卷 第四号

昭和三十四年三月刊 A5判 九六頁

内 容

懷風藻所載僧伝考……………横田健一  
升屋平右衛門山片重芳の文化十年仙台下向日記……………有坂隆道  
「国造豊足解」をめぐる二三の問題……………蘭田香融  
先史時代末期のエジプトに関する覚書……………加藤一朗

關西大學法學會編

關西法學論集 第八卷 第五号

昭和三十四年二月刊 A5判 一二六頁

内 容

マイングナ・カルタにおける英国教会の自由……………池田 栄  
第二次欧州大戦の勃発とヒットラーの外交……………河崎平一郎  
消極的構成要件要素の理論……………中 義  
——その理論的研究 (二)——……………沢 裕  
損益相殺 (二)……………内 田 修  
特許権存続期間延長出願に対する許否決定の性質……………伊 沢 幸平  
原因債権に基く請求と小切手の返還義務との同時履行……………榎 梯 次  
即時取得と占有改定……………榎 梯 次

大阪市大淀区長柄中通一丁目

編集兼 久井忠雄 発行所 關西大學出版部  
印刷所 株式会社 ナニワ印刷所  
電話 堀川35 二〇七二番  
振替 大阪 二六七七二番  
電話 35 七二七一